

議案第29号

山武郡市広域行政組合同規約の変更に関する協議について

山武郡市広域行政組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月18日提出

大網白里市長 金坂昌典

山武郡市広域行政組合同規約の一部を改正する規約

山武郡市広域行政組合同規約（昭和46年千葉県指令第1686号）の一部を次のように改正する。

第3条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターの設置、管理及び運営に関すること。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。